

## 定例監査（支所監査）結果の公表について

地方自治法第199条第4項の規定により定例監査（支所監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成28年6月3日

白山市監査委員 北 田 幸 光

白山市監査委員 西 川 寿 夫

- 1 監査の日時 平成28年5月31日（火）  
午後2時38分から午後4時2分まで（美川支所）
- 2 監査の場所 美川支所 2階会議室
- 3 監査の対象 美川支所の総務課（旧産業建設課含む）及び市民福祉課において、平成27年度に支所長又は課長の決裁により、管理している施設や事務執行についての監査を行った。
- 4 実施した  
監査手続 監査の対象となった支所長及び支所課長の決裁により管理している施設や事務執行について、支所から提出された資料に基づき、書面監査及び現地確認を実施した。
- 5 監査の結果 監査の結果、美川支所の総務課、市民福祉課、及び旧産業建設課において、支所長及び各課長の決裁により管理している施設や事務執行は、適正に執行されているものと認められた。